

平成26年9月25日

平成26年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

平成26年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成26年9月25日(木)午前10時19分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 田 島 乾 正	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 (欠員)	9番 竹 原 伸 晃	10番 出 口 実
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 中 原 晶
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 10 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	水道事業理事 鶴久森 敦
副 町 長 中 口 守 可	総務部理事兼財 政改革部理事兼 岸 野 行 男 まちづくり戦略室理事
教 育 長 笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事 串 山 京 子
まちづくり戦略室兼 町長公室長 保 井 太 郎	都市整備部理事 木 下 研 一
総 務 部 長 古 谷 清	都市整備部理事 家 永 淳
財 政 改 革 部 長 四 至 本 直 秀	都市整備部理事 早 野 清 隆
しあわせ創造部長 古 橋 重 和	会 計 管 理 者 廣 田 節 子
都 市 整 備 部 長 末 原 光 喜	

教育次長 中田 道徳

危機管理監 岸本 保裕

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下 泰久

議会事務局主幹 増田 明

---

#### 議事日程

- |     |   |
|-----|---|
| 日程1 | 諸般の報告                                     |
| 日程2 | 議案第45号 三常任委員長報告                           |
| 日程3 | 議員提出議案第2号 岬町議会議員定数条例の一部を改正する件(案)          |
| 日程4 | 意見書案第3号 乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書(案) |
| 日程5 | 意見書案第4号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)           |

(午前10時19分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時19分です。本日の出席議員は13名です。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。日程1、諸般の報告を行います。

本年7月1日に、全国町村議会議長会理事、また大阪府町村議長会会長として尽力された功績により、全国町村議会議長会から感謝状が贈呈されました。

また、7月22日に、近畿府県町村議会議長会からその功績により感謝状が贈呈されたので、田島乾正君の伝達式を行います。

田島乾正君、演台前にお越しください。

(田島乾正議員 演台前に)

○奥野 学議長 感謝状 田島乾正殿

あなたは全国議会議長会理事として会議運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成26年7月1日

全国町村議長会会長 蓬 清二

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 感謝状 田島乾正殿

あなたは大阪府町村議長会会長として、本会の使命達成と地方自治の振興に尽くされた功績は極めて大であり、よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成26年7月27日

近畿府県町村議会議長会会長 堀 常一

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、岬町長から感謝状の贈呈があります。

田代町長は演台前にお越しください。

(田代 堯町長 演台前に)

○田代町長 まず、全国議長会表彰、おめでとうございます。

感謝状 岬町議会 田島乾正殿

あなたは岬町議会議長として地方自治の振興発展に貢献された功績はまことに顕著であります。  
よって、ここに表彰します。

平成26年9月25日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。

感謝状を受けられました田島乾正君から謝辞を述べていただきたいと思います。

これを許可します。

田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま議長から謝辞の許可をいただきましたので、本当に本日また議会の最終会議となっている忙しい時間帯に、私個人のために貴重な時間をいただきまして厚く御礼申し上げます。

また、全国の理事として、そして、この1年間活動させていただきましたのは、やはり、この場におられる先輩諸氏のおかげと常々感謝はいたしております。そして、現在置かれている全国の町村929町村の現状も勉強してまいりました。

ということで、市は別といたしまして、町村の置かれた、やはり地域の、結局、地方分権がまだまだなされていないということを変勉強させていただき、それには、やはり議会議員の活動をまだまだ、市内ではなしに町村のほうでは、やはり山間部が多いという中で、議員の数よりも、やはり山間部における議員がくまなく住民のおひざ元、足元まで行って活動するには、やはり、現在929町村の中の議員の定数問題もいろいろ議論もさせていただきました。

しかし、この全国的な議論と、また当町における議員の議論とはまた別問題と私は判断しておりますが、最終的には似通った議員活動が必要ではないのかと、かように思っております。

そして、あわせて本日、田代町長から格別な感謝状を授与いただき、本当に町長ありがとうございます。

ということで、長々とお話もできませんので、私の気持ちとして、今後、岬町の議会はもちろん、やはり行政もこぞって岬町の将来展望を祈念いたしまして簡単ではございますが、私のお礼

の挨拶といたします。

どうも、ありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 田島乾正君におかれましては全国町村議長会理事として、また、大阪府町村議長会の会長職としての重責を担っていただき、本当にご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○奥野 学議長 日程2、三常任委員長報告を行います。

過日、9月3日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、豊国秀行君。

○豊国事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

9月3日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、9月5日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第45号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第52号、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第57号、平成25年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第58号、平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第64号、平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件については、委員会記録のとおり

質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案は可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

○川端厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

9月3日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、9月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第45号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第46号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第47号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第49号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第50号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第51号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定

する件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第55号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第56号、平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第59号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第60号、平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました11議案は、可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、道工晴久君。

○道工総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告を行います。

9月3日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、9月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告を行います。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議案第45号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第48号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、



委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第54号、平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第61号、平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第63号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件までの3件については、一括議題とし、委員会記録のとおり質疑応答があり、3件とも満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました7議案とも可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 本件につきましては、淡輪小学校の防球ネットの修理等について適切な改修が行われるということを総務文教委員会において確認をさせていただいたところであります。

淡輪幼稚園の遊戯室や共同調理場の補修費についても危険性を考慮した場合、緊急性を要すると認めるものであります。

また、事業委員会においては(仮称)海岸連絡線整備事業についての計画図が示され、住民への説明と合意形成は今後の課題ではあると考える立場でありますけれども、図面による資料の提出がなされたことについては評価するものであります。

しかしながら、本補正予算にはマイナンバー制度を導入するための予算が盛り込まれており、この制度の導入は行うべきでないという立場から本件については賛同しかねると考えるものであ

ります。

総務文教委員会の質疑により、国政上で導入が決められたにもかかわらず、地方が導入するための経費の全額が現時点では補填される見通しが無いこと。また、導入後の維持管理経費についても財源の保障が無いことが確認をされたところでもあります。マイナンバー制度については、民間利用が検討されていることから個人情報も厳正に守られるのか懸念するものであります。

そもそも、マイナンバー制度は自立・自助と自己責任を基調とする社会保障費の総抑制と市場化、営利化を進めるための道具として位置づけられているものであります。本補正予算には、その具体化が盛り込まれていることから導入に反対する立場であり、本件にも賛同できないと考えるものであります。

なお、あわせて申し上げますが、海釣り公園の整備事業については施設整備の必要性和緊急性は認めるものであります。事業委員会でお聞きしていたところ、指定管理者とのリスク分担の再協議や基金への積み立て計画の見直しも場合によっては必要となることから、よくご相談をいただき、その結果を議会にもご報告いただきますように、この場で改めて要望しておきたいと思っております。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第46号「平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○奥野 学議長 満場一致です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号「平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第47号「平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○奥野 学議長 満場一致です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第48号「平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号「平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 子ども・子育て支援新制度の具体化である本件については、本町においては現行の公立保育所、公立幼稚園において実際の運用上については大きな違いは発生しないということを総務文教委員会での質疑を通じて確認をさせていただいたところであります。現在行われている障がい児の保育所への受け入れや延長保育の保障など、新制度移行後も柔軟な対応に言及をされ、現行の水準を守ろうとする姿勢については大いに評価するものであります。

しかしながら、本町の実態に見合わない条文もあり、その点については実情に合致した条例案を準備していただきたかったと残念に感じているところであります。

本件については、どの施設においても保護者のニーズが満たされ、全ての子どもに健やかな成長と発達が保障されるのかという点では不安を残すものと考えているものであります。いわゆる上乗せ徴収については、私立幼稚園との相談の機会を設けることなど、一定の努力方向は感じたものの、所得格差が保育の格差や子どもたちの間での差別が生まれることにつながりかねません。保育料については、特に公立幼稚園における保護者負担の増大が懸念されるところであります。

そもそも本件の大本である子ども・子育て支援法が義務から契約へと移行をし、市町村の責任を曖昧にさせる狙いをもったものであり、一定の歯どめはかけられたとはいえ、将来にいかなる影響を及ぼすものか不安を感じるものであることから、賛同しかねる立場であります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。川端啓子君。

○川端啓子議員 議案第49号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件について、賛成の立場で討論させていただきます。

質の高い幼児教育・保育の推奨とともに待機児童の解消が期待される子ども・子育て関連三法が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援新制度が創設されました。これは、社会保障と税の一体改革の一環であり、消費税率引き上げによる増収分を主な財源に、幼児教育や保育、地域の子育て支援などを質・量ともに充実させる取り組みと聞き及んでおります。また、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度となっております。

この条例は、この目的に必要な基準を定めるものであります。全国的には、待機児童の解消に

つながると期待されておりますが、待機児童ゼロの当町にあつては、子育て支援のさらなる充実をこの制度に望むものであります。

昨年設置された岬町子ども・子育て会議においては、ニーズ調査を実施するなどして当町の実情に応じた施策の検討がなされていると聞き及んでおります。今後において予定されている子ども・子育て支援事業の5カ年計画の策定に当たっては、少数の意見にも耳を傾け、さらなる子育て支援の充実が図られることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第49号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よつて議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 本町においては、本件に規定されているような小規模な保育事業の設置は考えにくいということでありましたが、本条例中に掲げられている事業の中には、保育に従事する職員を必ずしも保育士でなくてもよいとされているなど、保育の質の低下を招くことが大いに懸念されるものであります。

何より、本条例案における事業は児童福祉法第24条第2項に基づく運用であり、市町村の保育の責任を曖昧にするものであることから、本条例の制定には反対であります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第50号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を

制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号「岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 放課後児童健全育成事業についての条例化は必要であるとする立場であり、歓迎するものであります。

本条例案は、現在、町内で行われている放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の施設運営における水準を低下させてはならないと明記をされており、一層の充実に努めることが掲げられております。

岬町においては、放課後児童健全育成事業の運営に当たって、その対象年齢や施設面の充実に図り、職員についても全員が保育士や幼稚園教諭といった専門職の方に当たっていただいていることを総務文教委員会の質疑において確認をさせていただいたところであります。

これまで重ねてきた努力によって築き上げた水準を後退させることなく、一層向上させ、子どもたちが安全に過ごせて、心身ともに健全な成長と発達を獲得できる場所としてさらなる充実に図るよう求めて賛同するものであります。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第51号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 道の駅みさきの設置については、住民から財政面や運営面についての不安の声が一部で聞かれております。現時点では、あえて反対する立場ではございませんが、住民の不安が現実のものとならないように努力を払うことをこの場で求めるものであります。

また、あわせて施設や運営について、広く住民に対してお示しをし、住民の合意形成を図ることを求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。竹原伸晃君、どちらですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はいらっしゃらないですか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 では、賛成討論をどうぞ。

○竹原伸晃議員 私も委員会で審議する中で、しっかりと見させていただきまして、道の駅に関して何を目的とするかということが今回はっきりしたのではないかと。

道の駅で収益を上げることを第一の目標とするのではなく、道の駅を観光拠点として利用するという、岬町の全体を見る中の一つとして、窓口として道の駅を利用するということが、この事業委員会なり行革の委員会だと思っておりますけれども、そこでも明らかになったということはとても賛成できるものであるということを理由に賛成とさせていただこうと思います。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第52号「道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 2013年度一般会計決算認定の件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

昨年度においては、子育て支援の観点から乳幼児医療費のさらなる拡充が図られ、妊婦健診においても大幅な増額が行われました。

各種健診の負担金を軽減し、受診しやすい環境づくりにも努力が払われたことを確認したところであります。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育については、昨年度から対象年齢を小学3年生から6年生へと引き上げて、共働き家庭への支援が拡充されたことを歓迎するものであります。

コミュニティバスについては、基本路線における利用者の減少が確認をされましたが、町としては努力して維持をし、今後、便数の増加など、一層の充実を要望したいと思います。

小学校の耐震補強事業については、実施設計や耐震工事が行われ、子どもたちが学ぶ環境の安全の確保に尽力されていると認めるものであります。

子育て支援を初めとして、町としてさまざまな分野における努力がなされていることは認めるものでありますが、これまで繰り返し指摘しているにもかかわらず改善されない問題があり、本件の認定に同意するには至りません。

相談事業については、法律相談と人権相談との間でアンバランスがあることを繰り返し指摘しておりますが、昨年度においても特段の改善は図られませんでした。

昨年度における相談事業を比較しますと、法律相談については1件当たり約8,200円、人権相談では1件当たり9万9,400円と大きな隔たりがあります。各種相談事業は重要な機会でありますから一層の充実を求めるものでありますが、大阪府からの補助金と合わせて町の一般財源も投入していることから住民の理解が得られるような助成を図る努力を求めるものであります。

また、総務文教委員会ではお聞きする機会を逃してしまいましたが、岬町人権協会への補助金にかかわって町が直接雇用をするべきスタッフを団体補助金として支出をし、青少年センターや文化センターの清掃などに従事していただいている経緯については、過去にも是正を求めており



ましたが、昨年度においても改善が図られないままであることを確認をさせていただきました。

この件については、町の直接雇用に改めることをこの場でも改めて求めたいと思います。

就学援助についても、その拡充を繰り返し求めておりますが、2007年度に対象が生活保護水準相当に引き下げられたままであり、拡充を図る意欲が感じられないものであります。生活保護水準の見直しが行われたもとで従前の基準を堅持していることについては評価しないわけはありませんが、就学援助を受ける児童、生徒の割合が増加傾向にあることから、一層の支援が必要であることは言うまでもありません。

今後、国政上では消費税のさらなる増税と、社会保障の一層の切り捨てが計画されており、国の悪政から住民を守る地方自治体の役割を發揮するには、国や大阪府に対して、住民を守る立場から言うべきことを言い、住民の足元の暮らしそのものを力強く支えることが一層求められることから、町として行っている一定の努力は認めるものでありますが、求められる水準を満たすものとはいえず、本件には同意しかねると考えるものであります。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

原案に賛成の方の発言を許可します。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 平成25年度の資料を一生懸命見させていただいた中で、やはり、一番大きな問題は財政が健全化しているのかどうかという内容でございます。

それにつきまして、財政改革部のほうからもまだまだ岬町は大丈夫だというご意見もいただきましたし、決算を見る中でも細かいところでは指摘するところもあるとは思いますが、全体的に難しいこの時代の中で、ある予算を効率的に使われているのではないかということで賛成討論にさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。三常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって議案第53号は、原案のとおり認定されました。

議案第54号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、

討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。  
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

議案第55号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

原案に反対の方はいらっしゃいませんか。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 厚生委員会におきまして、昨年度の国民健康保険料については1人当たり年間約1万円の減額が実現されたことが確認をされたところであります。

保険料の引き下げは加入者の強い願いであり、大いに評価するところであります。

人間ドックの負担金が減額されて以来、受診件数の減少傾向が続いており、病気の早期発見、早期治療による医療費抑制を期待する観点から人間ドックや脳ドックの負担金の増額をこの場で改めて求めるものであります。

あわせて、一部負担金の減免制度についても引き続き周知徹底の努力を払われることをあわせて求めて賛同するものであります。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第55号「平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。  
厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

議案第56号「平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原晶議員 後期高齢者医療制度につきましては、75歳という年齢で強制的に保険に組み入れられ、2年に一度の保険料見直しのたびに値上げの不安にさらされるという本制度の速やかな廃止を求める立場から賛同できないと考えるものであります。

厚生委員会の審査でも確認をさせていただきましたが、本町の実際の実務としては資格証明書の発行は行われていないということから一定の努力は感じるものでありますが、短期証の発行者数や滞納者数については若干の増加傾向にあるようでありまして、丁寧な徴収に努められるようこの場で改めて求めておきたいと思えます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第56号「平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

議案第57号「平成25年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第57号「平成25年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

議案第58号「平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第58号「平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

議案第59号「平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第59号「平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

議案第60号「平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号「平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

議案第61号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第61号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号「平成25年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第62号「平成25年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。  
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

議案第63号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第63号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。  
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

議案第64号「平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号「平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。  
事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

---

○奥野 学議長 日程3、議員提出議案第2号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件(案)」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。岬町議会議員、豊国秀行君。

○豊国秀行議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 岬町議会議員 豊国 秀行

賛同者       "       鍛冶 末雄

              "       竹内 邦博

              "       道工 晴久

              "       小川日出夫

              "       川端 啓子

以上であります。

裏面をご参照願います。

提案理由は、岬町行財政改革の推進を目的として、さらなる経費削減と住民の切なる要望と、近隣の市町村と比較し、人口の割合を鑑みて、議員定数に所要の改正を行うものであります。

ちなみに、過去4年間に定数削減した大阪府近隣市、府下町村は、議案書の裏面に記載している表のとおりであります。

大阪府の21名を初め、近隣の泉佐野市、泉南市、また府下の他町村において1名から3名の定数削減を実施しております。このことから、岬町が12人になってもなんの障害もないことが歴然としています。

岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)について説明いたします。

岬町議会議員定数条例(平成14年岬町条例第18号)の一部を次のように改正する。

「14人」を「12人」に改める。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

参考までに、新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 議員定数2名削減に賛成いたします。

本件につきましては、平成22年12月・・・

間違いました、すみません。質疑じゃなくて、賛成討論でした。

○奥野 学議長 討論ではなく質疑を行いますので、質疑の方ございますか。出口 実君。

○出口 実議員 ただいまの豊国議員の趣旨説明に対しまして、少し質問したいと思います。

趣旨説明の中に、「岬町の行財政改革の推進を目的として」とあるが、行財政改革については岬町議会内に特別委員会を設け、行政の提案する第2次集中改革プランに基づいて推進しています。議会議員全員が委員になり、現在、私は委員長であります。さまざまな部門において提案型の質疑や追求型の質疑を入れ、私の感じる限り、今ある四つの特別委員会の中でも最も時間を割いて審議をしていると思うところがございます。また、その委員会の中でも行財政改革の効果も上げ、黒字決算を認めていると、先日9月17日に行われた委員会でも報告があったばかりでございます。

については、提出人、豊国議員に質問をさせていただきます。

まず最初にお聞きしたいことは、提案者の豊国議員は、行財政改革特別委員会に何年間所属していたのか。

次に、その数年間の行革委員会の中で議員の削減が必要だと何回発言されたことがあるのか。

次に、直近の特別委員会が開催された9月17日の委員会でどのような発言をされたのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 今、3点の質問があったと思いますが、豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 出口議員の質問に対して、なるほど特別委員会で行財政改革というのがありまして、今まで、過去何年間か話し合いは当然してきております。

このことは一応路線に沿って基本的に進められておるわけですがけれども、やはり、行政のほうからさらにこの先に財政を見通し、非常に厳しいというような提案が常に出されております。

その線に沿って、やはり我々もより以上にそういったところを考慮し、削減のほうに協力していきたいということで、この人員削減においてはさらなる金額的に効果が増してくると、こういうことを思っております。

次に、今までこの議論として削減については、私は4年前に提案しました。それから、この4年間は一度もしておりません。その途中で提案しても余り意味のないことだと考えておりまして、来年の統一地方選挙のこの時期に提案をさせてもらったと、こういう経緯であります。



ほかに何かありましたかね。

○奥野 学議長 今、出口議員から3点の質問があったと思います。

行革委員会に何年間、豊国議員が所属されていたかという点、1点と。2点目に、委員会で削減について何回ぐらい発言されたかという点が2点目だと思います。

○豊国秀行議員 その2点目の、何回発言したかということはございません。

今まで、特別委員会に所属していたのは何年間かというのは今、即答はしかねますけれども、私も数年間所属させていただきました。

3点目は何でしたですかね。もう一度、すみません。

○出口 実議員 9月17の委員会でどのような発言をされたか。

○奥野 学議長 最新の委員会です、この前の行革委員会でどういう発言をされたかという質問ですが。豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 行革委員会の中の削減の件について発言されたかという質問ですね。

このときにはしておりません。懇談会というのは、これは座談会みたいなもので、別に他意はございませんけれども、その後で懇談会を持っていたときに私の今回の提案する理由等は述べさせていただきました。発言はありません。

○奥野 学議長 出口議員。

○出口 実議員 まだ少し質問したいと思っておりましたが、3回しか機会がございませんので、次の質問に移らせてもらいます。

提案理由の中に、「住民の切なる要望」とありますが、4年前の議会議員選挙の前に議論があったときと全く違い、前回の懇談会のときにも各区長からの強い要望があり、議員定数の削減をやってほしいということを発言されておりました。

その中で、私、前回、4年前には区長会からそういうような発言がございました。そういう中で、住民さんから一部でございましたが、今回の住民さんの意見の中で、議員削減という要望は私の耳には届いておりません。

だから、そういう中で、提案者である豊国議員と私の感覚に大きな差があると言わざるを得ません。

そこでお聞きしたいのは、「住民」とは誰のことを指すのであるか、例えば豊国議員の支持者の方なのか、もしくは多奈川地区の西区の方々であるのか、また岬町の住民全員を指すのか、以上の点と、以前にどこかで豊国議員の思いをお聞きした中で、議員削減について多くの区長が言っていたと言われていたのですが、それは一体いつの話であるのか、現在の自治区の区長が日々声

を上げているのかどうか、その辺の回答をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 今、2点の質問があったと思います。豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 今の質問ですけれども、私の周辺では支持者も含め、それ以外の方でも何か事あるときに、集会等あるときに、話の中でこういう話が出てくるわけですが、出口議員の中ではこの4年間でそういうことは出ていないとおっしゃいましたけれども、余り4年前の話を持ち出しても仕方ありませんが、この件については、最後まで定数削減については私と出口議員が2人は同調されてあったわけでございます。この4年間でどのように考えが変わられたのかわかりませんが、私は一貫してこれは持っております。

そういったところで、あくまでやるとどうしてもこういう議題になってくる。中には、きついことには、そんな2人とわずに4人ぐらい減らして10人ぐらいでも十分いけるじゃないかというような声も出ているのは確かでございます。

総合的に、そういうようなことを考えまして、私は今回、2名が妥当であると判断して2名の削減を提案させていただきました。

区長会のことは、時効と言えれば時効か知りませんが、4年前の最後の3月議会の前に、議員削減について区長連合会のほうに回答をお願いしたところ、そのときは61名の区長がおりまして、議員削減については55名の方が賛成するという回答をいただいております。私の中には、それは生きております。

その後、区長も改選されて変わっている方もおりますけれども、大半の方がそのときに賛成された区長が残っております。

今回、新たにそういう意見は聞いておりませんが、それはそういうことで、平成23年3月のときの回答であります。

○奥野 学議長 3回目です、質問どうぞ。

○出口 実議員 3回目で最終の質問ですけれども、1点だけ確認をさせていただきます。

その前に、豊国議員が先ほどお話があったように、4年間の時が流れました。その中で、岬町の住民生活の環境も変化しております。

その中で、私も今、考え方を議論しているわけなんですけれども、それはさておきまして、3回目の質問に1点だけ確認をさせていただきます。

豊国議員は住民の要望を議会で実現すべき活動をされ、本日もこのような議員提出をされておりますが、議員定数が減ることによって行政に上がってくる住民の心情、もしくは住民の声が議員削減することにより、住民の声が行政に届けられる部分が非常に少なくなってくるという懸念を

抱きます。

そういう中で、私も住民の要望をかなえるためにも、やはり議員が1人でも多く定数を守って、住民の方々のふだんの生活とともに要望も行政に代理人として伝えるべき役目がございます。そういう中で、豊国議員の考え方をお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 今の質問では、議員が減れば住民の声が行政に届きにくいと、こういうことでありますけれども、岬町はいろいろ地域性のことから山間部もありますし、人里離れた地域に自治区もあります。そういうところには我々議員のほうも十分に配置ということは全然されていないと思います。

この住民の声というのは、やはり、その地区地区に区長さんがおられるわけですよね。61の自治区、少ないところでは五、六軒のところ、10軒、そういうところはかなりあります。こういう方々はわざわざ遠い議員さんに知り合いがあればそういう話もあるでしょうけれども、ほとんど、なければ、やはり区長のほうに、特に要望事項、どこそこの溝が悪くなった、道が悪くなった、溝に泥がたまった、こういうことは区長を通じて行政にあがってくるわけです。わざわざこういうことは直接議員には、言うケースもあるでしょうけれど、私は地区で起こったことは、やはり区長を通じて行政にあげてもらう。そして、我々、それを聞いた時点で議員のほうは、やはり区長と同調し、その行政のほうに話を持っていく。

だから、住民は区長飛ばして議員に話を持ってくると、やはりその自治区内での行政が悪くなる、そういうことをすれば区長は要らんのかと、こういうような問題になってきます。

そういうことから言いますと、岬町、声が届きにくいということは山間部にも全部配置しなければならんということになってくるわけです。そのかわりとして区長さんがおるわけです。

ちなみに、ある岬町内でも旧字のほう、淡輪、深日、多奈川、孝子がありますけど、孝子のほうは全然出てないんです。深日の地区ではある一定の区間、1キロ範囲内で皆さん議員が集中しておられるわけです。それ以外のところは議員もおられないんです。だから、隅々の声というのが上がりにくいというのは私は、それはちょっと、そうじゃないかと。そういうように考えております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 今、出口議員の質疑と提案者の論点をお聞きしておったんですけど、まるっきり論点が外れているような答弁をされると。

区長の問題にしても、本来、議会の諮問機関やないんですよ、区長というのは、本来。これは

行政に対するいろんな行政サービスのために区長さんが敷かれて、そして、いろんな要望等々を求めするのは区長さんの仕事でございます。議会には、そういう区長制度というのは何もしてないんですよ。それを議論する自体が私、傍聴として聞いておったんですけども、愚問やなど、かように思っています。それが1点ですけども。

この時期になったら、議員定数でいろいろ紛糾するんです、私も長年議員をしてるんですけど、きのうきょう始まった問題やないんです。知っている方もおられますけれども、新しい議員さんは知らないと思うんですが、過去には大変乱暴な議員定数削減された経緯も私は歴史的には頭にあるので、今、質問、答弁の中で思い浮かべてましたんですけど、4名の議員の削減と、何でそういう4名も議員削減するんやと。いや、わしは次やめるから、議員はそんな数要らんやと。これ、議事録に載ってるんですよ。

そこで、質問に入るんですけども、提案者はいろんな提案理由書かれてるんですけど、賛同者も賛同して、5名の方が賛同されて、岬町議会は欠員1で、今、13名ということになって、この提案者、賛同者入れれば、賛同されてない方はどうも、提案賛同して6名、可否同数と。大事な問題、可否同数という本日の審議にはいるんですけども、これは、やはり議員として軽々しく削減とか、削減賛成、反対というべきでないですわ。

そこで、まず提案者にお聞きしたいのは、提案理由、これでは私どうも納得しかねるわけですね。先ほど、出口議員も質問されていたんですけども、岬町の結局、「行財政改革の推進を目的として」、これは財務的な問題で当然、議員の報酬の問題も含むけれども、これは本来行革ですわ。住民代表の代弁者の、その部分に当たらないと思うんですよ。

また、さらなる経費の削減と、何を言うとするんやと。これは住民代表の代弁者、これははっきり言うて町長も議員も結局、住民から選ばれた二極性の代表の部分について、何で岬町の行革の問題にそういう目的として経費削減として、これはおかしい話ですね、提案理由として。私の見解ですよ。

そして、「住民の切なる要望」って、いつ、住民が議員が多いから何とかせえと、これは今、問題になっている他府県のぼんくら議員の結局、政務活動費用50万円、60万円、よう使いきらんと、猫ばば的なことしていると、そういう議員と岬町の議員、質が違うんですよ。

そしてまた、この図式でも近隣の市町村と比較して人口の割合を鑑みて、これ実際そのとおり提案されているんですけども、そしたら何ですか、例えば先ほど議論のあったように、忠岡町、田尻町、このまちは大変人口密度は高いです。しかし、面積は小さいんです。しかし、岬町は山間部が多くて、結局、田尻町と対比できるような面積比じゃないんです。

ですから、そしたら議員を少なくしたら、議員は住民の相談、要望とかそんなんを聞きに行くの、どれだけの労力をいとわないか。田尻町でしたら、失礼ですけども、自転車で10分も走れば隣の市町さんに入れるんですね。岬町で10分走ったらどこまで行けますか。

こういうこともあるんですよ。人口比でこういうぐあいでは議員は要らんとか、こういう考え方はちょっとおかしいと思うんですね。

最後に、岬町が12人になっても、何の支障もないことが歴然としているので、これ、はっきり言うて、お尋ねしたいのは、この「歴然としている」というのは、どのように分析されて、検証されて結果がどのように出たか、まず、この点についてお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 今の田島議員の質問の中で、岬町は非常に面積が広いと、その面積の割合から見ても人員の件について減らすべきではないと。

面積は確かに何ぼ、49平方キロですか、岬町。そのうち山間部、山林、田畑、こういうのが大体4分の3がそういうところになっておるわけです。それ以外の4分の1いふなれば、約12平方キロ、これが我々生活する区域と。面積からいえばそういうことになっておるわけです。

だから、その12平方キロの中で今、14名おるわけですけども、別にそれだけでなくも、言うなれば我々は最終的にはきょうのように議会で提案される審議をして可否を決めるわけです。これが20人おっても、議長以外19人、10人が賛成になれば決まりと。これが逆に10人になって、議長が抜けて9人、5人になって、多い方が決まりと、こういう数字からいえばなるわけです。だから、あえて多くなくても、少なくとも審議については結果は出せると。

だから、そういうことで大阪府下、近隣市、府下の町村、こういうようになっていると。だから、皆さんこの4年間にそれだけ、2名前後ずっと減らしてきているのは、やはりどこの行政においても、豊かな地方財政のところはないと思います。岬町と似たり寄ったりということで、やはり皆さんそういうことを勘案して議員数を減らそうやないかというようなことで現在に来ておると私は判断しております。だから、12名にすることは私は妥当だと思って提案をしておるわけです。

○奥野 学議長 1点目の、何の支障もないという質問があったと思うんですが、12人にしても。その答弁は。

○豊国秀行議員 今の答弁です。

○田島乾正議員 質問に対して答弁がまるっきりなっていないですけどね。私は検証した結果どうなっていますかということです。面積の部分についてもどう検証されたんですかと。

やはり、提案する以上は根拠を持って物事を検証されて、その検証結果の候補がどういう候補があって、どういうメリット、デメリットがあるんですよというのが本来の責務と思うんですわ。これ、失礼な話ですね、はっきり言って、質問者が、私から考えればね。ということで。

冒頭、2名を削減というよりも現在14名の定数の中で事情あって1名欠員で13名で運営してスムーズにいってるんですね。そうしたら、なぜ、順序立てて今回、12名でなくて13名の削減という順序立った、物事を立ててそういう削減の提案をなぜされなかったのかと、この部分についても私は疑義を感じているわけです。

何も行革のために議会議員を減らせと、これはもつてのほかですよ。言語道断やん、はっきり言って。住民の代弁者のために結局議員が減るということは住民の民意が反映できないということとは、これ、原理原則ですね。

何も行革のために議員を減らせ、そして、おまけに常任委員会研修費もカットせえと、政務活動費もカットせえと、議員報酬もカットせえと、何を考えてるんかということですね、私から個人的なことを申し上げましたら。

住民のために代弁するのに、議員を減らしてどうするんですか。代弁者なくなったら住民さん誰に相談に行くんですか。はっきり申しまして、区長さんに相談って、これあり得ん話をしたらいかんですよ。やはり、いろんな支出的な事項もある、いろんなこともある。区長さんは区長さんすることあるんですよ。

やはり、議員は全国区で岬町内全域私は走り回っています。過日も、ある地区、谷川地区走りまわりました。私から行ったん違いますよ、セールスに行ってます。向こうからお願いで、来て現場を見てくださいと。中身はこの場で言えませんが。

それだけ議員が足らんわけですね。困っていますよ、住民は。その現状を12名にすると、かなり冒険な削減の提案。これ、提案者に対して言っているんでなしに、賛同者に対しても私は同じことを言っております。

ということで、なぜ13名という段階を経てそういう削減の提案ができなかったのか、この部分についてもちょっと提案者に答弁願いたい。

○奥野 学議長 豊国秀行君、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 今回の定数の件ですけれども、岬町、長い歴史において、昭和30年代から岬町だったわけですが、今まで約60年近く過ぎてきておるわけですが、いろいろこういった問題があり、当初から見まして、昔のことは私、わかりません。多分、20名なり、18名なり、16名なり、14名なりと、こういうように2名ないしは4名になってきていると思うん

ですよ。数字から言えば偶数ですね。

ということは、なぜ奇数にしなかったかと。なるほど府下町村でも奇数のところもあります。ありますが、ほとんど偶数できているわけです。

これは、奇数にすると、やはり議長を除くと、あと我々議員のほうで偶数の数字になるわけです。だから、賛否取るときには可否同数になった場合、困るわけですね。最終判断は議長がするわけですが、やはり、そういうことのないようにということで私はずっと偶数できているし、また、これからもするほうがいと判断しています。

それともう一つの件で、我々議員のほうは住民の声をよく聞く。だから、今回でも私は住民の、皆さんもそうだと思いますけれど、何か話あったときにはこういう話、きょうみたいなことは当然皆さんの周りでも起こってきているわけですよ。

今まで、だから、どなたがこういうことを言ってきましたか。誰も、私は聞いておりませんが。私は周りの取り巻きのところから、やはりこういう話がよく出てくるんです。だから、代弁者として、私、住民の代弁者としてここに来て、これを提案しているんです。だから、住民の声がかこれなんです。

○奥野 学議長 3回目の質問。田島乾正君。

○田島乾正議員 奇数、偶数の話は、これおかしい話ですね。法定数では奇数でなければいけないとか、偶数でなければいけないとか、何のただし書きも書いてないですよ。そして、この条例にも、岬町条例にも奇数は駄目やと、そんなこと書いてないんですよ。

根本的にそれがおかしいんですよ。奇数が駄目や、偶数のほうが議長が可否同数になったら困る、そんな関係ないんですよ、これ。これ、答弁になってないと思うんですわ。

私言っているのは、なぜ13人という段階を経て協議せなんだんか、提案せなんだんかということを知っているんです。そんな答弁、私は聞きたくもないし、教えてもらう必要もないと。私は私で勉強して、奇数であろうと偶数であろうと、覚えているんです。そういうことがおかしいな。

そして、提案者が住民からこういうことを託されて、こういうことをしているんや、これは住民の声や。これはごもっとも、構へんのですよ。当然、我々13名議員は4年に一回戦を戦うて出てきている身ですから。やはり、自分の持論なり、いろんな公約を持って出てきていますのやから、それは私は否定しませんけれども、やはり、こういう議会の団体生活の中で、ものは順序というものをわきまえていただきたいと。

やはり、急に何でもかんでも減らしゃええんやじゃなしに、段階を持ってやりましょうよと、そういう提案でしたら私は反対はいたしません。

今回も反対の意見で質疑しているんじゃないんですよ。やはり、この提案についてどういうことやねんというようなことを質疑しているんで、本件について、反対の考えで質疑してませんねん。その点誤解のないようにしていただきたいと、かように思います。

ということで、質問3回となっておりますので、これで質問できませんけど、次の討論で、私の意思決定をさせていただきたいと、かように思います。

○奥野 学議長 今の答弁はもうよろしいですか。

○田島乾正議員 結構ですわ、もう同じこと聞いても仕方ない話やから。

○奥野 学議長 12時を回っておりますが、ほかに質疑ございますか。竹原伸晃君。

○中原 晶議員 議長、私も質疑あります。

○道工晴久議員 休憩動議。

○奥野 学議長 ただいま、道工議員から休憩されたいとの申し出がございました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開は13時から行います。

(午前12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入る前に訂正をさせていただきます。

議案第60号「平成25年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、起立により採決の際、私が本件について、厚生委員長の報告と言うべきところを事業委員長と言ってしまいました。おわびして訂正をさせていただきます。

続いて、質疑の途中で休憩に入りましたので、引き続き質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 休憩を挟みまして、この議員提出議案に対する質疑を続けさせていただこうと思います。

さきの、私と一緒に活動している会派の2人からの質問をお聞きして、さらに質問させていた



だきたいということもございます。

会派としましては、やはり、この件に関してまだ態度を決めかねているという中で、こういった点に関して質疑をさせていただいて、明確な回答が得られるならば賛成しなければならない事案だ、もしくは反対しなければならない事案だということを、回答いかんによって態度を決めさせていただこうと思っておりますので、提案者に当たっては明解な回答をしていただければと心から思います。

私自身は、4年前に議会議員に初当選し、支持者の方からこの場に送り出させていただきました。それからというもの、議会議員として一人前になるためにいろいろなところに顔を出し、いろいろな方と会って、現在、約3年半の議員生活でおおよそのことがわかってきて、これからどんどんと活動していきたいと思う中、一般質問におきましても、毎回させていただいてると思えますけれども、当初のころと比べて、自分なりに納得のいく回答を引き出せる面も出てきたり、自分の行ってきた議員の活動について自信を持てるようになってきました。ごくごく最近のことではあるんですけどもね。

そのことで、今回の提案について、私も一番気になるのが、12人になっても何の支障もないという理由、これについて、大いにあるのではないかと思うのです。

と言いますのは、やはり議会というところは、議員同士の活発な議論をもって物事を磨き上げていく、理解を深め、つくっていくというのが議会であって、また、行政からの提案に対しては、専門的な目を持っていろいろな議員がいろいろな観点から質疑を入れつくっていくのが議会の役割ではないかと私は理解させていただいております。

さらに、やはり時代は進んでおります。日々、新しい事案が起こってきます。その中においても、やはり入れていかなあかんことは新しい考え方を持った議員さんというのをどんどんと入れていかなあかんということは、もう皆さん自身ご存じだと、このように思っております。

定数が14名が12名になるということは、時代背景からして仕方がないという意見でございますけれども、やはり、2名の枠が減ることによって、今度、立候補しようとしている新しい議員の予定者が少しハードルが高くなったのではないかと感じるのではないかと云々ざるを得ないと。

私自身も3年半前のときは議員定数もそのままですし、私自身の地元の話ではありますけれども、近くの議員さんが次は出ないということが明確になっておりましたので、思い切って議会議員に立候補するという決断をしましてここにおくついただいているところであります。

過日、一つの意見交換をする場で、議会議員の定数が増えたら新人議員が出やすくなるのよと

いう話を聞きました。なるほど、それも一理あると思ったこともあります。

豊国議員さん、提案者に関しては減らせ減らせという意見しか聞いてないと今までの答弁で聞いておりますけれども、地元の中には、やはり、増やして意見をいっぱい上げて、地域の事柄について取り組んでもらう議員さんを増やしてもいいんじゃないかという意見が全くないのか、そういう話を聞いていないのかということ一度お聞きしたいなと思っております。

以上、まず1回目の質問です。お願いいたします。

○奥野 学議長 豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 今の竹原議員の質問の中で、最後に言われました議員を増やせというような声は私のほうには今までは聞いたことございません。

増やしたからといって、それは活発に意見を言う人ばかりであればいいですけども、ただ、若い人がそういうようにして活発に、竹原議員みたいに若い人が出てきて議会でいろいろ意見を述べようという人が出てくれればいいですけども、我々のような、もう高齢者になってるし、体力も気力も落ちてくるような人が多く、これまた増やしたら、出やすいという環境にもなってきますし、だから、私はそういうような増やすような考えは持っておりません。また、聞いてはおりません。

12人になって支障はないのかと、出ないのかと、私は12人に何の支障もないと書いております。それは、12人になって皆さん一生懸命にやってくれば、別に12人でなくても10人でも十分いけると判断しております。

表にも示していますように、やはり、他町村あたりでも、極端に言えば、がっとう少なく、それは人口の少ないところですけど、7人になっているところもあります。10人になっているところもあります。こういうような空気が来ていると私は判断しておるわけですけども。やはり、そういうところからでも勘案して、私は十分12人でいいと判断しております。

○竹原伸晃議員 見解の相違といたらその一言で済んでしまうんですが、私は、やはり近隣の市町村並びに大阪府の府会議員の話とかを参考にするのではなく、やはり岬町のこれからの課題に向かって、多くの目で見させてもらうのがいいのではないかと。

やはり、田島議員も言われておりましたけれども、岬町には岬町の特性があると、山間部もある、沿岸部もある、また、鉄道網の急行のとまる駅もあれば、新興住宅地もあるし、旧村もあるといった中で、これからまだまだ検討していかなければならない議案というのがめじろ押しであります。

道の駅に関してもそう、深日港の活性化に関してもそう、第二阪和が開通して、これから岬町

がどうなるのか、今、物すごい変換期であります。そこに向けて議論する場の人間が少なくなるといったのはいかがなものかといわざるを得ん、それが私の持論ではありますけれども、実際12人で支障がないと思われることに関して、質問をとりあえずもう二つさせていただこうと思います。

現在、14人で常任委員会三つ、並びに特別委員会四つ設置している中で一生懸命議論している、これは私、自信を持って言えますけれども、それが12人になることによってどのような構成であるのか、プランというのをお持ちであって提案されているのかなと理解しておるんですけども、まんざら、そのことは次の12人になった議員さんが決めてよという意見ではないと信じておりますけれども、そういう委員会構成をどのように考えておられるのかというのが1点でございます。

それともう一つ、12人の定数でもいけると言われている豊国議員自身の気持ちの面を一つ聞いてみたいなど。議員として仕事をしてきてるに当たりまして、4年間ずっと定数削減を言いたかったのだという回答ではありました。心の中でずっとこんなに議員いっぱい要らんのかな、もっとスリム化して少しの議員でも十分いけるのになと思われながらずっと議員生活をさせていたのかどうか、それを確認させていただきたい。

委員会構成と気持ちの二つ、お願いします。

○奥野 学議長 豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 委員会構成については、私提案しています定数の削減で12人になった場合、これは当然今のままの委員会条例では不都合が出てくると思います。だから、その時点において委員会条例の一部を改正したいと、これは次の議会のときに、12月になるか、3月になるか、じっくりとこれは皆さんと相談しながら決めていきたいと思えます。

と言いますのは、今の条例であると、一応三役、議長、副議長、監査委員になっている人は一つの委員会しか入れないと、こういうようなやはり枠を設けているわけです。だから、こういう枠を外して、もう少し自由に委員会に入っていけるような条例に改正をすればいいと思うんです。

もう一つは、今の委員会で常任委員会7名ないし8名、それ以外に委員以外の方は傍聴で来られているわけです。だから、ほとんどの人が傍聴で来られて、常に定数の議員がその場についておるわけです。

極端に言えば、これはちょっと難しいかもしれませんが、委員会構成ではなくて、全部が委員になればお互い全部の意見が言える、そういう場も一つ考えではないかと、こう思っておるわけです。

これは、だから、今後そういう議論する場があれば、今の委員会条例の、特にそういった三役の方も委員に入ってもらおうというのも一つの私は案だと考えております。それ1点。

次に気持ちの問題として、12人になってどうかと、私の気持ちですけれども、私は一生懸命にやってもらえる方々が別に人数が多かったらいいというわけでもなく、12人でも十分運営はやっていけると、こう信じております。

○奥野 学議長 3回目の質問どうぞ。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの回答をお聞きしまして、今までの質疑と何ら回答が変わることなく持論を通していただいていることに敬意を表しますけれども、実際、岬町の審議しなければならない事案というのは、近隣の市町村と比べても少ないことはないと思うんですよ。

実際、住民の数が減ってきておるから議員数も減らさなければならないという感じに受け取れるんですけどね、住民の数が減ったからといって議案の数が減るのかと言われたら、そうではなしに、逆にいろいろな面において議案数が増えてくる、また、年次においてまだまだ取り組んでいかなければいけない事業が増えてきて、予算においても増えてくるのではないかと、このように傾向を見ておる中で、やはり12人、少数になった12人という方たちで審議するよりも、やはり議会としては14人で審議するのが私はいいのではないかと思うのではありますけれども、その辺はまた討論のほうでさせていただこうと思いますけれども、最後に1点だけ私も質問させていただこうと思います。

豊国議員さんに、最後に、私は議員としてまだ経験は浅いですが、やってきた仕事に物すごい誇りを持っていますし、これからはばんばんと頑張っていこうと思うのであります。

やはり、提案された以上、これからは行政の見張り番として議会のほうにやはり出てきてくれなくては困る、そう思います。ご自身の考え方として、まだまだ気持ちを高く、議会に参画するつもりがあるのかなのかという、具体的な判断はいいとは思いますが、実際に定数が減ったら自分の役目は終わりやと思われているのかどうか、そうではない、まだまだこれからやっていくのである、その点、1点だけお願いいたします。

○奥野 学議長 豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 なかなか厳しい質問ですね。

私は、これは一貫して6年前からも一緒、定数削減、4年前も一緒、今も一緒ですけれども、私の考えは逆に、私はある程度議会のほうも70歳ぐらいで定年制を敷けばいいんじゃないかという考えは持っております。自分もそういうように生きてきました。第一線はやはり70歳を境にして、それからというのはやはり気力、体力も尽きますし、そろそろ身を退く年やなと思ってお

ります。

ただ、私は周りの後援会の人たちが、いやいやもつともつとこれからもやっけていけという声が出れば、また相談させてもらいますけれども、我々がずっと出るよりも、竹原議員みたいに、中原議員みたいなこういう若い方が、やはりどんどん出てきてもらって、これからはそういうような知識の蓄えを持っていきながら岬町の議会をよりよくしてもらうためには、やはり順序よく我々はある線を境にして引退するのが当然だと私は思っております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 提案理由の中で、「住民の切なる要望」と挙げられておりますけれども、この点にかかわってお尋ねをいたします。

先ほど来の質疑と答弁をお聞かせいただいております、提案者には議員を減らせという住民の声がよく寄せられるようでありますけれども、私に限って申し上げますと、そういった声はこの4年間ほとんど聞いておりません。ただし、住民の皆さんの中に、その声があることも事実であると認識はしております。

つい先日、かなり久しぶりにその声をお聞きしました。その方とのお話をご紹介しますと、何も仕事をしていない議員は減らせばいい、だから、住民が議員を減らせと言うんだと。ただ、議員の数を減らしたからといって頑張っている議員が選挙で勝つとは限らないとおっしゃって、結論的には、その方は難しい問題だとおっしゃっておられました。そういうやりとりをさせていただきました。

私は、このやりとりを通じて、議員を減らせという言葉の真意、本当の気持ちですね、それは議員にもっとしっかり仕事をしてほしいという思いなのではないかなと、改めて考えたところがあります。

提案者にお聞きしたいのは、私のこの考えについてどのようにお考えになれるかということであります。それがまず1点目であります。

2点目にお聞きをしたいのは、議員と議会の役割について提案者がどのようにお考えになっておられるのかお聞きしたいと思います。私自身は、議員と議会の役割は行政へのチェック機能であり、住民の声を議会に届けて町政に反映させることにあると考えているものでありますけれども、提案者は議員と議会の役割についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

3点目に、提案理由に、「行財政改革のさらなる推進」とありますけれども、行財政改革には無駄遣いの厳しいチェックも当然ながら必要であると私は考えています。同時に、それが議員の役割であると考えているものでありますけれども、提案者はこの点についてどのようにお考えかお尋

ねをいたします。

4点目に、行財政改革の推進にかかわってもう一つお聞かせをいただきたいと思います。

4年前にも同じ提案がなされ、議会での議論と結論は一旦示されたところであります。議会運営委員会におきまして、5回にわたる会議を行い、賛成、反対、双方の意見を交わしましたが、結果として2名の議員定数削減は行わず、町が行っている行財政改革に財政面で協力するという観点から2名分の歳費に相当する歳費削減を行い、政務調査費、これは当時の呼び方ですけども、当時の政務調査費2分の1の削減も行うこととなり、現在、その計画を議会としても進めている途上にあるというところだと思います。

行財政改革の期間が2015年度、平成で申し上げますと27年度までであることから、来年度までが実施期間であり、私たち議会にとってのこの改革についてもまだ計画の途上にあると考えるべきだと思います。

しかしながら、今回、豊国議員のご提案によるところによりますと、この一旦出された議会の計画を見直すということに当るとお思いますので、議会として出した結論を見直すに当たっては見直すだけの正当な理由が必要であることは言うまでもありません。計画途中の現時点において、その計画を見直すということは、これまでの期間の総括に基づく見直し理由が示されてしかるべきと考えます。

計画期間の途中であることから4年前に議会として出した結論に対する総括が出せる状況にないと私は考えているものでありますけれども、提案者はそのことについていかがお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、先ほど来の質疑、答弁を聞かせていただいております、一つこれは黙っておくわけにはいかないと思う点が1点ありますので、この場でお聞きをしておきたいと思います。

出口議員の質問に対する提案者の答弁の中で、自治区長さんの役割について触れられたところがありました。私は、自治区長の役割と議員の役割は違うと考えているものであります。

自治区長さんにおかれましては、地域によって差があるかもしれませんが、実際のお仕事としては、大変なご苦労が伴うこともありまして、なり手の困難さを聞き及ぶところもありますし、実際、お引き受けいただいた方には本当にご苦労いただいていると感じているところがあります。

自治区の組織については、住民自治の非常に重要な組織であると考えられるものから、自治区の組織をコミュニティとして大切にしていくということは認識が一致するところかと思っておりますけれども

も、先ほどの答弁をお聞きしていると、自治区長にさも議員と同じ役割を課すのかと誤解を招くような発言があったように私は感じております。

岬町には山間部が多くありまして、人里離れた地域への議員配置は行われていないといった発言があり、そのやりとりの後で、そのかわりとして区長がいるのだとおっしゃいました。それは自治区長の皆さん方に議員と同じ役割と責任を課すということになるのかと私は疑問を感じまして、私は自治区長さんの果たしている役割と議員の果たしている役割、また責任についても違いがあると考えているものですが、提案者におかれましては、もし、この私の認識が誤りであれば、その内容をお示しいただければ結構ですし、発言の訂正をなさるならそのようになさるべきかと思いますが、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

1回目の質問は以上です。

- 奥野 学議長 今、5点の質問があったと思いますが、豊国議員、答弁をお願いします。
- 豊国秀行議員 1回に5点の質問はなかなか整理がちょっとつきにくいんですけども、一つ目は「住民の切なる要望」、地方議員の選挙、仕事とは、こういうことでありますね。
- 中原 晶議員 議員を減らせという声の真意。
- 豊国秀行議員 議員を減らせという真意。
- 中原 晶議員 はい。それをどう考えるか。
- 豊国秀行議員 これは、減らせというのは先ほど来から何度も答弁していますように、やはり、住民のほうから私は深日地区とか淡輪地区とかはそう余り活動しておりませんが、主に多奈川地区ですが、取り巻く環境の中では多くこういうような話が出てまして、
- 中原 晶議員 議長、すみません。ちょっと質問をもう一回言わせてもらいましょうか。うまくお答えいただきにくい面があるようなので、もう一回、1点目について端的に。
- 奥野 学議長 はい、どうぞ。
- 中原 晶議員 これは発言しますけど、回数に数えんといってくださいね。
- 奥野 学議長 中原 晶君。
- 中原 晶議員 1点目の質問について端的にお聞きをいたします。  
住民の方から寄せられる議員を減らせという声は、私は、その真意が議員を減らせというストレートなものではなく、議員にもっとしっかり仕事をしてほしいというものではないかと考えているんですけども、そのことについていかがお考えか、お願いいたします。
- 奥野 学議長 一つずついきましょうか、ではね。
- 中原 晶議員 はい。

○豊国秀行議員 住民の、今の議員を減らせという真意は何かというのは、これは住民各位の気持ちのあらわれであって、私はその心底までは詮索いたしません。

○奥野 学議長 2点目。

○豊国秀行議員 何だっけ。議員と議会の役割、これはおっしゃっていましたね。

当然、議会を運営していくには、やはり理事者側の提案を審議し、その審議するのは議員であって、役割というのはおのずとして議員は議会の審議をしていく、これは当然だと思います。

3点目は、行革のチェックですか。

○中原 晶議員 はい。

○豊国秀行議員 行革をやっておる中で、どのようにチェックをされているかということでしょうけれども、これは行革委員会でも提案してくる、いろいろの件について、その都度審議されていくのは当然議会議員の仕事であって、チェック機関は大変重要なことだと考えております。

次は何でしたか、ちょっと4点目、もう一回おっしゃってください。

○奥野 学議長 中原議員、質問の4点目をお願いします。

○中原 晶議員 本会議場での発言回数は3回という制限がありますので、ごめんなさいね、一度にたくさんお聞きして申しわけございません。

議長もご協力ありがとうございます。

4点目にお聞きしたのは、行財政改革の計画期間から見て、2015年度までということで行政は計画を進めておられる。その計画にあわせて私ども議会としても4年前に歳費と政務調査費、当時の政務調査費を削減しようということを議会として結論を出したと。

本来であれば5年間、計画というのはもともと5年間という計画でありましたから、これは議会にとどまりませんけれども、何らかの事業を推進していくというときは、その期間の最後までその事業を行って、その上でそのことについていかがだったかということを経済的に総括して次のステップへ進んでいくべきものだと思うと。

だけれども、現時点ではまだ5年間の途中、計画を進めている途中という段階に当たるわけですから、その途中の段階で議会として出した結論を見直すに当たっては、それ相当の理由が示されるべきであると考えられるものでありまして、今回、計画期間の途中に当たって、その計画を見直す理由をお聞きしたいということを行ったのと、それから、このことにかかわって計画の途中でありますけれども、現時点における議会として行ってきた財政的な努力についての総括がありましたらお聞かせをいただきたいということが4点目でありました。

○奥野 学議長 豊国議員、答弁をお願いします。



○豊国秀行議員 2015年度、平成でいうと27年度ということは、平成28年3月31日まで、そうですね。

○中原 晶議員 はい。

○豊国秀行議員 その途中でということになるわけですが、それは当然、年度からいいますとそうなります。

私は、これを提案しているのは、次の、来年度が4年に一回しかこの提案ができないので、今回しているわけですが、この機会を逃すと、また次の4年先送りになるんです。

それ以外のことは行革でやられています事案については、たしか、そういうように平成28年3月末までになっていますけれども、私はこの2名分について、これの見返りといったらおかしけれど、同等のものをイコールにしたいと考えておるわけです。

だから、それは次の議会で提案していきたい。だから、現在15%削減、こっちのほうの条例を変えて、大体同じぐらいになるようになれば、行革としては一つの数字上は変わってこないということになるだろうと考えております。

だから、その提案はまた次回にさせていただきます。

○奥野 学議長 5点目の質問、わかりますか。中原議員、もう一度質問してください。

○豊国秀行議員 あ、わかった。

出口議員の区長との役割のことを言いましたけれどもということですね。

○中原 晶議員 そうです。

○豊国秀行議員 当然、議員と区長の役割が違うのは当然のことです。

ですが、住民の声を全部議員が聞こうと思ったら、やはり61自治区があるんであって、今まで過去何十年と地域もたくさんあります。

そういう地域には、やはり区長さんもおられるだろうし、区長さんに相談事があれば、また町の要望に対しては区長さんからされていくでしょう。そのときには、また、仮に議員さんが相談を受ければそういう歩調も合わせていけばいいんじゃないかという回答をさせてもらいました。

役割は当然違うのはわかっております。反面、住民からの声を自治区すべきものを区長飛ばして議員直接聞いて、先に議員が進めていくのはいかがなものかなと考えております。

それでよかったですか。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 重ねてお聞きしたいことについて質問をいたします。

2点目にお聞きした事柄について、議員と議会の役割は審議することにあると、おっしゃると

おりかと思えます。私もそのように考えているところでありまして、十分な審議を通じていかに住民の願いに応じていけるのかということを経済の議会において考えながら議論をさせていただいているところでありまして、それは、この議場におられる議員の皆さん方同様ではないかと考えるものであります。

そうであるならば、やはり審議をする、その人数が多い方が住民の皆さんのためにより一層役に立てるという結論に私は達するものでありますけれども、その点について提案者に重ねてお尋ねをいたします。

それから、二つ目にお聞きをいたしました行財政改革のさらなる推進にかかわって、チェックの重要性についてご答弁をいただいたところでありまして。これについてもお答えについては私も共感をするとともにあります。

行財政改革というのは、ただ単に財政的な面でコストカットを行えばいいというものではありません。厳しいチェックによって無駄遣いを発見すれば、それを削減していくことによって財政効果を生み出すというようなことだってあり得るわけですから、チェックをしっかりと行っていくと思えば、先ほどの質問と重なりますけれども、チェックをする人数は多いに超したことはないのではないかとおもうんですけれども、その点についてはいかががお尋ねをしたいと思います。

それから、4点目にお聞きをした2名分の歳費削減にかかわる問題で、今、行っている歳費の削減を元に戻す提案を行うお考えがあるということに言及されましたけれども、それはこの場では聞きおくということにいたしまして、また、正式に議案として提案された場合に十分な検討が必要かと思えます。

ただし、その場合においては、現在、2015年度まで議会として結論を出して進めている2名分の歳費削減と政務調査費の削減について期間が残されているところでありまして、いかが考えるのかと、そのことについてもあわせて十分な審議が必要であるということをお場ではご意見申し上げておきたいと思えます。

最後に申し上げました自治区長の方と議員の役割は違うと明確におっしゃられましたので、その点については誤解を与えることはなくなったということであろうかと思えます。

しかしながら、その点についても提案者のお答えの中で「住民の声を十分聞こうと思ったら」という発言がございます。住民の声を十分聞こうと思えば、議員を減らすという方向ではなく、増やすという方向に結論として導かれるのではないかと私は考えるものであります。

最後に提案者がおっしゃられた、議員が自治区長の役割を飛び越えて議員が直接何らかの役割を果たすということについていかがかと、その事柄についてはちょっと話がずれて申しわけあり

ません、その事柄については私も同意をするものでありまして、自治区には自治区の大切な役割がございますから、そこを議員が侵害することのないようにとは思いますので、それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、住民の声をより一層たくさん聞いて議会に反映をさせるということで町政運営に寄与していくということを考えた場合に、それが住民の皆さんに対する、私は利益であると考えますので、そういうように考えた場合に、やはり議員は減らすべきではないんじゃないのかなと、今の質疑を通じてそんなふうに感じているところなんですけれども、提案者に改めてお聞きをしたいと思います。

今、私が質問したこと、申し上げたことをお聞きになっても、2名の削減という考えは変わらないのでしょうか。

○奥野 学議長 主に3点ぐらいの質問だったかなと聞いててあれだったんですが、豊国議員、答弁をお願いします。

○豊国秀行議員 似たような質問をされるわけですがけれども、私の回答は一貫して変わってないのですが、審議するには人数が多いほうがいいと、それは当然だと思います。

だから、多くの人間全部がそういうように真剣に考え、その都度都度質問をされればいいのかと思いますけれども、数イコール質問ではないと思うので、私は12名の方々が皆さん慎重に審議していただければいいかと思います。

また、そして少し話はちょっと別方向になろうかと思うんですけれども、この審議する期間をいろいろ、定例会始まって一月以内に大体結論づけるわけですよ。9月議会においても9月2日から始まって、本日、きょう25日で終わりになるわけですよ。だから、提案された場合、9月3日に本会議で提案されたものを委員会付託、今回の場合、その2日後に、5日にもう委員会、しばらくしてから総務文教、厚生、続けてされる。だから、委員のダブってする人は、書類見るのに時間がないんですよ。こういうのも今後、改革していかなければなと思うんです。もう少し期間を長くして、一つずつの日程を、例えば1週間後にするとか、だから、9月議会始まれば10月の中ごろか下旬ぐらいまで期間を延ばして、一つの案件をゆっくり審議していけばいいんです。大阪府議会でもそうでしょう、9月に始まって、9月議会というのは12月中ごろまであるわけですよ、それぐらい期間取っているわけです。だから、岬町の一月以内に何もかも狭めてしもうて審議というのは無理なところも出てくるんです。

だから、少ない人数で期間を延ばしてゆっくり審議すると、こういうようにしていってもらえば十分いけると、そのように私、判断しております。

個々の回答にはなっていないかもしれませんが、その辺でお願いします。

○奥野 学議長 今回の質問いいですか、まだあったように思いますけど、それでいいですか。

○中原 晶議員 いいですよ。

○奥野 学議長 では、3点目。

よろしいですか、もう3回目でよろしいですか。

○中原 晶議員 質問はもういいですわ。質問じゃない事柄になってくるから。また、後の機会に。

言ってもらってもええと言ってくれてる。

○奥野 学議長 質問どうぞ。中原 晶君。

○中原 晶議員 質問じゃないんで、いいですよ。

○奥野 学議長 じゃあ、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「議長、休憩お願いします」の声おこる)

○奥野学議長 どういう休憩でございますか。休憩の理由はどういうことですか。

○竹原伸晃議員 質疑の全体が出てきましたので、質疑の回答を一度精査させていただいて、態度を決めさせていただきたいので、少しお時間をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 ただいま竹原議員から休憩したいとの申し出がございます。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論の方いらっしゃいませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私も長々と質疑をさせていただきました中で、やはり見解の相違というところで、

溝が埋まらなかったというところが本音でございます。これからの町政について、まだまだ課題があるといったところを多くの議員で取り組むというところに関して、やはりもう少し明解な回答をいただきたいなというのが本音であります。

新しい議員さんにも期待するという声もいただきましたけれども、やはり、議会議員の質を上げて、なおかつ見る目もあって、活発な議会というのを目指したいという観点から、今回、反対という立場で討論させていただきます。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。川端啓子君。

○川端啓子議員 議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、この議案を審議するに当たり、4年前に同じ内容で審議したことを思い出しました。

当時は、世界的な金融危機による企業業績の悪化に伴う個人所得の減少などが要因となり、社会全体に経済の低迷が続いておりました。本町議会におきましても、そのことから行財政改革特別委員会が設置されました。また、議会としても経費の削減に寄与しなければとの思いがありました。

幸い、全国的には今の政権に変わって経済も徐々に上向き、日経平均株価もリーマンショック前に戻りつつあるなど、諸手を挙げて喜べる状態ではないけれども、明るい兆しが見えます。

また、民間企業の引き上げが進められ、パート勤務の方からも時給が上がったとの声も聞きます。景気回復の下支えになるのは給与の引き上げが大きな要素となると思います。しかし、残念ながら当町におきましては、当町独自の給与カットがまだ元に戻せない現状であり、まだまだ行財政改革を進めなければならない現状であります。

そのことを考えてみたときにも、行財政改革には議会が範を示さなければいけないと思います。人件費を削減するに当たっては、民意の反映を危惧する意見がありますが、私に届けられる住民の方々の声は、議員の定数は削減して少数精鋭でもってしっかり頑張ってもらいたいという意見が大半であります。

前日、民意の反映について、議員1人当たりの人口を隣の阪南市と比較した場合には、今回のこの議案が可決され、岬町の議員定数が12人になったとしても阪南市の2倍以上の民意が反映されるのが事実であります。

以上のことから考えまして、この議案に賛同していきたいと思います。だから、賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。出口 実君。

○出口 実議員 実は、私、反対とも賛成とも実際のところ、現在、提案者の提案理由の説明というろいろ4名の議員の質問に対しての明確な回答が返ってきていないという形の中で判断をしかねております。

そういう中で、やはりもう少し継続審議という形を取ってもいいんじゃないかなと考えておりました、今の段階の議案提出者の回答に対してはちょっと賛成する立場ではございません。

○奥野 学議長 次に、賛成の方の発言を許可します。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 議員定数2名削減に賛成する立場であります。

本件につきましては、平成22年12月、平成23年3月の定例議会においていろいろと審議された結果、定数2名削減よりも定数は14名とし、報酬15%ほかのカットの条例で賛成多数で決められました。現在の定数2名増の16名のほうがよいという意見も出ておりました。

岬町の将来ますます発展のために、私の考えは、岬町議会運営に新しい若い力と風を引き込む必要があり、そのためにも議員定数8名から9名とし、報酬も40万円ぐらいにすれば若い人が積極的に立候補されると思いますが、これは将来の検討課題と考えております。

現在、岬町の人口と同程度の近隣市町村の議員定数は、資料にもありましたように、河南町は1万6,006人、定数12名、忠岡町は1万7,761人、定数12名、岬町1万6,887人で定数14名。参考に熊取町は4万4,384名に対して定数14名となっております。岬町の定数12名が妥当であり、住民も願っておられると思います。

岬町の町制が施行された昭和30年26名、昭和44年22名、昭和62年20名、平成15年16名、平成19年14名、昭和30年と比較するとマイナス12名です。だがしかし、今までの先輩議員並びに現議員各自の創意工夫と努力及び協調で現在に至っております。

以上により、定数12名が妥当であると賛成討論を行います。

○奥野 学議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。田島乾正君。

○田島乾正議員 賛成しかねるので反対の立場になってしまうんですけどね、先ほどから提案者の提案理由等々お聞きして、そして、いろんな各議員の提案理由についての質問はあったんですけども、しかしながら提案理由等々、そして答弁について、私、最後に意思決定するのにどうしようかなといういろいろ拝見しておったんですけども、やはり、私なりの賛同すべき回答をいただけないわけですね。

この程度の提案理由では、私自身がそういうぐあいに賛同しかねる、するような、そういう答弁いただいていないので、今回は賛同という立場じゃなしに、反対でもないんですよ。しかし、賛同しかねるとなったら反対のほうに傾かな仕方がないということで、今回は、提案者1名に賛

同者5名に、結局、民主主義の数の原理からいえば半々という、大変苦しい最終には議長も判断しかねるという現状で、私は反対ではないんですけれども、賛成でもないということで、やはり賛同しかねるので反対という意見で今回意見を述べておかないと、中立というわけにもいきませんので、一つ、今回の提案者の提案理由には賛同しかねると。全然、私を説得するだけの文章でないと、答弁でないということを意思表示して、反対の立場で表明しておきます。

○奥野 学議長 次に、賛成の方の発言を許可します。道工晴久君。

○道工晴久議員 議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

全国的に見ましても、議員定数の削減を行っている市町村が圧倒的に多く、大阪府下を見ても同じような人口規模では10名から12名であります。

多い議員で住民の意見を聞き、町政に反映するのは基本であります。議員数が2名削減されても、12名の議員が精いっぱい活動することで十分、事が足ります。12名の議員が力を合わせて岬町の発展のために頑張っていただけだと思いますので、2名削減することに賛同し、討論といたします。

○奥野 学議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの質疑で、議員と議会の役割とは何かお尋ねをいたしました。

提案者は、その役割は審議することにあるとお答えになりました。私も同様の認識でありますし、議員と議会の役割は行政を厳しくチェックしながら住民の声を議会に届けて町政に反映させることにあると考えるものであります。

そうであるならば、審議をし、チェックをし、住民の声を届ける役割を果たす人数は減らすべきでないと考えるものであります。行政そのものが定員管理によってスリム化しているもとの、議会や行政にその声を届ける役割は一層重要となっていると考えます。

議員を減らすことは、住民と議員、議会とのパイプを細くしてしまい、町政を住民から一層遠い存在にしかねません。住民の小さな声にもしっかり耳を傾ける、その人数が多いに超したことはないと考えます。

また、行財政改革を行っていく上でも、無駄を削るためには厳格なチェックが必要であり、そのためにも議員は減らすべきでないと考えるものであります。

先ほどの質疑において、提案理由の「住民の切なる要望」にかかわってお尋ねをいたしました。私は、住民の議員を減らせという声の真意は、議員にもっと仕事をしてほしいということではないかと考えるものであります。そのために、先日、議長が中心となって議会改革や議会の活性化

のために任意の勉強会を設けられたのではないかと考えています。議会や議員が住民のために働いている姿を住民の皆さんに見ていただくことが、議員を減らせという声に対する議員としての回答であり責任だと考えるものであります。

先ほどの答弁をお聞かせいただいております、議員を減らせという声以外の要望が住民から寄せられることが極めて少ないかのような印象を受けましたが、私に限っていうと、決してそんなことはないことは先ほど申し上げたとおりであります。むしろ、受けた相談の解決や願いの実現に大変な時間を要し、相談者のところへ伺う時間もなく、お待たせして大変心苦しい思いをしているのが実情であります。

提案者におかれましても、地域の方々を初め、いろいろなご相談をお受けになっておられるところでありましょうし、住民の声に基づく質問や発言をされていたことを記憶しているところがあります。それこそが議員としての一つの重要な役割ではないかと考えるものであり、その観点からも議員は減らすべきでないとする立場であります。

また、質疑の中で、近隣の市町村との比較という問題が出てまいりました。この議員の適切な数という問題については、明確な回答が示しにくい問題であると考えております。

単純に多ければそれでよいというものでもありませんから、近隣と比較するということになりますが、市と町村によって少し実情が違いますので、私は町村の中で岬町がどういった位置にいるかということについて考えてみました。

そうしますと、大阪府下にある岬町以外の九つの町村においては、先ほど他の議員からも一部ご紹介ありましたけれども、住民何人に対して議員1人がいるかという割合を考えた場合に、岬町以外の平均は、住民1,517人に対して議員1人という計算となりました。その中で、岬町は1,206人に1人という状況でありました。

人数のみにおいて比較しますと岬町は充実しているということが言えますし、それはそれで望ましいということになるかと思えますけれども、それとあわせて、面積による比較をした場合に、府下の岬町以外の九つの町村を見た場合、岬町よりも面積の大きい町は一つしかありません。能勢町であります。98.68平方キロという面積の広大さを持つ中で、議員の方々が活動されているわけです。岬町は、それに次ぐ49.07平方キロという広い面積の中で私ども議員は活動をしているわけです。

ですので、単純な人口のみの比較ということはできませんけれども、やはり、この広い岬町域全域の中で住民の皆さんの声をくまなく、しっかりと聞いていき、また、先ほど区長さんとの連携の話も出ましたけれども、そういったことも十分に行っていくということ、その役割を果たそ



うと考えた場合に、議員の定数は削減するべきではない。議員の定数の削減は住民の利益を損なうものであるという立場から反対するものであります。

○奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

賛成討論の方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対の方、次、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件(案)を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野学議長 日程4、意見書案第3号、乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書(案)を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。岬町議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、議長からご紹介をいただきました意見書案第3号、乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書(案)を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

それでは、お手元に配付させていただいております意見書案をごらんください。

提出者 岬町議会議員 中原 晶

賛同者       "       辻下 正純

              "       反保多喜男

              "       小川日出夫

              "       道工 晴久

              "       豊国 秀行

              "       竹原 伸晃

              "       出口 実

” 田島 乾正

” 竹内 邦博

以上であります。

趣旨説明は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

裏面をごらんください。

乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書（案）

少子化が加速するもと、子育て世代が経済的な心配をすることなく子どもを産み育てられる環境づくりは重要な課題である。中でも、子どもの医療費は子育て世帯にとっては負担が大きく、その軽減が急務である。

全国の都道府県で乳幼児医療費助成制度が拡充されており、昨年度末時点で39道府県が通院において就学前以上の助成を実施しているが、大阪府の制度は3歳未満で所得制限も設けられており、全国最低水準にとどまっている。

現在、府内の全市町村が独自の制度で就学前以上を実施しており、人口の過半数を占める地域で中学校卒業まで実施している。

岬町においても子育て世代の願いにこたえ、乳幼児医療助成制度の拡充をはかってきたが、厳しい財政状況のもと、町にとっての財政負担は重いのが実情である。

こうした中、知事は来年度からの府制度の拡大を表明したが、府民の切実な願いにこたえ、少子化に歯止めをかける立場からも、対象年齢の大幅な引き上げをおこなうべきである。

よって、大阪府は、下記の事項について、速やかに実施することを強く求める。

#### 記

1. 来年度から見直される大阪府の乳幼児医療費助成制度の対象年齢を、大幅に引き上げること。

2. 所得制限を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2014年9月25日

大阪府泉南郡岬町議会

なお、記載はしていませんが、提出先は、松井一郎大阪府知事であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 この提出された乳幼児医療費助成制度の拡充なんですけれども、この乳幼児医療費助成制度の拡充については、私たち公明党としても常々強く主張してきたことでありますので、拡充については非常に望んでいるものであります。意見書を提出するに当たって、ちょっと、なぜ今この時期に提出するのかという点で疑問を生じたので、質問させていただきたいと思っております。

と言いますのが、この前も新聞報道でもありましたけれども、大阪府は来年度から補助額を拡大すると発表しておりますし、また、次、2項目目には所得制限を廃止すると掲げられておりますが、岬町は現実にはもう廃止されております。

また、あともう1点ですけれども、セーフティーネットである福祉施策というのは住んでいる自治体の財政の状況に格差が生じることがあってはならないと思っておりますし、乳幼児医療費助成制度が住んでいる地域の財政のいかんによって受けられる恩恵に格差が生じるということは、これはあってはならないことだと思うんです、全国的に。

ですから、これを今回、大阪府に提出されるわけなんですけれども、これは、やはり大阪府でなくて国に提出すべき意見書であるという、そういうことも私、思いますので、この3点について、提出者はどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君、答弁をお願いします。

○中原 晶議員 3点についてご質問をいただきました。

まず1点目の、なぜこの時期に提出をされるのかという質問にお答えをいたします。

この件にかかわりましては、昨年12月3日に開かれました大阪府の府議会特別委員会におきまして、乳幼児医療費助成制度の拡充について担当部局に検討を指示しているということがその審議の中で明らかになったところであります。

しかしながら、検討の範囲、どこまでの年齢まで大阪府として拡充するのかということについては三つぐらいのパターンを設けているようでありまして、できますれば大阪府からの財政的な支援を多くいただくことで岬町の財政にも寄与することになりますし、より一層の乳幼児医療費助成制度の拡充にもつながるということを考えた場合に、三段階ぐらい設けられておりますけれども、できるだけ大幅な対象年齢の拡充を図っていただきたいということで、このたび提案をするものであります。

時期については、これまで大阪府知事の松井一郎氏はこういった前向きな発言はされてこなかったのですけれども、このたび、そういった前向きな、検討していくという発言をされたという

ことがありまして、この機会を大いに生かすべきだという考えから、この時期に提案をさせていただいているところであります。

2点目の、所得制限廃止がなぜ設けられているのかということでもありますけれども、確かにおっしゃるとおり、岬町については所得制限を廃止しております。

これは、対象としては岬町の中では人数が少ない状況にあるかとは思いますが、私も実際に住民の方から所得制限によって区別するのではなく、どんな所得にあっても子どもの医療費助成を受けられる状況になってほしいというご相談を受けたこともございます。

また、その立場から所得制限の廃止についても求めてきたものでありまして、今、岬町が取っている制度の内容については所得制限の廃止という制度については大いに歓迎するものであります。

しかしながら、この所得制限の廃止は岬町では実施されておりますけれども、大阪府においては実施をされておきませんので、岬町に入ってくる財源の問題で言いますと、所得制限によって大阪府は岬町にお金を渡しません。ですけれども、岬町は所得制限を廃止しておりますので、その人は対象にしますということになりますから、この分についても財源的な問題から、所得制限を大阪府が廃止するならば岬町に財政的な大いなる寄与になるとに考える立場でありまして、所得制限の廃止も設けさせていただいているところであります。

3点目のセーフティーネットの問題をおっしゃられました。自治体間格差があってはならない、本当におっしゃるとおりだと思います。

私も、この制度は国において責任を持って実現するべきものというように考えているものでありまして、私個人の議員活動としては国に対して以前求めたこともありますけれども、東京の国会へ行って求めたことはありますけれども、今の時期、大阪府にのみ出すというのは一番初めにお答えを申し上げた府知事の発言がきっかけであります。

質問者がおっしゃるとおり、国に対してもこういった内容の意見書は大いに上げていくべきだと考えるものでありますけれども、今回は府知事の前向きな発言を捉えて大阪府に対してまずは求めていきたい。

大阪府が年齢の引き上げや所得制限の廃止を行えば、全国の都道府県の中で対象年齢等の引き上げが行われていくわけですから、それは国においてもこの制度を創設することや対象年齢を高く設けることにつながっていくということで、地方からの動きで国を動かしていきたいという思いもございまして、今回は大阪府に提案したいと思います。

そんなことでお答えはよろしいでしょうか。

- 奥野 学議長 国にという、また、
- 川端啓子議員 お考えはわかりましたので、
- 奥野 学議長 いいですか、もう再質問ないですか。
- 川端啓子議員 いいです。
- 奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

原案に反対の方の発言を許可します。川端啓子君。

- 川端啓子議員 乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書案に反対の立場で討論させていただきます。

乳幼児医療費助成制度の拡充については、公明党としても常々強く主張してきたことなのでもちろん異論はありませんが、なぜこの時期に提出するのか、また、提出するときを選ぶべきではないのかとの思いで、あえて反対させていただきます。

過日の大阪府町村長会において、拡充の方向が示されたとおり、大阪府は来年度から補助額を拡大すると発表しております。

また、2項目目の所得制限を廃止するについては、岬町は廃止されているのに、あえて掲げることに納得できません。

また、提出先についても疑問を感じます。セーフティーネットである福祉施策は住んでいる自治体の財政の状況により格差が生じるということはあってはならないことであります。

特に、子育て施策に関する乳幼児医療費助成制度は国の施策としてどこに住んでいても同じ恩恵が受けられるというものでなくてはならないと思います。住んでいる自治体の財政力で格差があるのはおかしいと思います。

そのことから、この意見書は国に提出すべきと思います。あえて大阪府に提出するのであれば、来年度、大阪府が乳幼児医療費助成制度の拡充がなされてから具体的な要望事項を明記して提出すべきと考えます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

- 奥野 学議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

賛成討論の方、いらっしゃらないですか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号、乳幼児医療費助成制度の来年度からの年齢引き上げを求める意見書(案)を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数です。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野学議長 日程5、意見書案第4号、「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。岬町議会議員、川端啓子君。

○川端啓子議員 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)

ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案第4号、「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者 岬町議会議員 川端 啓子

賛同者       "       竹内 邦博

              "       豊国 秀行

              "       田島 乾正

              "       辻下 正純

              "       竹原 伸晃

              "       小川日出夫

              "       道工 晴久

              "       反保多喜男

              "       出口 実

              "       中原 晶

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年(2006年)12月に国連総会で採択され、平成20年(2008年)発効した「障害者の権利に関する条約」第2条には、「言語」とは、「音声語及び手話その他の形態の非音声語をいう。」と定義され、「手話は言語」であると国際的に認知された。

また、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年(2011年)8月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報保障施策を義務付けている。

そのことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、日常生活、現場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法(仮称)」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、上記の内容を踏まえた「手話言語法(仮称)」を早期に制定することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

すみません、朗読のところをちょっと読み間違っただけですので、「そのことから」というところから、もう一度読み直しさせていただきます。

そのことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法(仮称)」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現することが必要であると考えます。

先ほどの朗読間違いのところをもう一度訂正させていただきました。よろしくお願いいたします  
す。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を起立により採  
決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致です。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○奥野学議長 以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時00分 閉会)



以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年9月25日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃